

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 柳沢建設  
秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯15-10

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 4 年 3 月 10 日～令和 4 年 5 月 9 日（2ヵ月）  
東北区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

### 3 指名停止理由

株式会社 柳沢建設の元役員が、秋田県鹿角市発注の工事において、前鹿角市長から得た最低制限価格により落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月19日、公契約関係競売等妨害の容疑で秋田県警に逮捕された。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該区域以外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から  当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内 当該区域以外を対象として 1ヵ月以上12ヵ月以内